

第2章 計画の背景

1 多摩川上流域の森林の現状

多摩川上流域の森林は、明治時代には荒廃が進行していましたが、明治 34(1901)年に東京府が管理を開始して以来、水道局が約 120 年をかけて緑豊かな森へ再生してきました。現在は、多摩川上流域の森林約 45,000 ヘクタールのうち、約 24,000 ヘクタールを水道局が水源林として管理し、約 21,000 ヘクタールが民有林です。

(1) 水道水源林の現状

水道局では、水源林の良好な状態を維持するため、間伐や枝打などの森林保全作業、大雨により発生した崩壊地の復旧、森林管理に必要な林道などの基盤整備に取り組んでいます。このように、森林を適切に育成し、管理することで、水源かん養機能など森林の持つ多面的な機能^{※1}を向上させ、安定した河川流量の確保と小河内貯水池の保全を図っています。

(2) 民有林の現状

民有林は、長期にわたる林業の不振により整備が行き届いていない森林が多く、森林の持つ機能の低下が懸念されています。特に、小河内貯水池の周辺は急しゅんな地形が多く、林道や作業道の整備が不十分なため管理が困難な民有林が多いことから、土砂流出による貯水池への影響が懸念されます。

水道局では、平成 14(2002)年度に、手入れが行き届いていない民有林をボランティアの方々の手で緑豊かな森林に再生する活動を実施する、多摩川水源森林隊（以下「森林隊」という。）を設立し、民有林の再生を開始しました。

また、平成 22(2010)年度からは手入れができず所有者が手放す意向のある民有林を公募により購入しています。

さらに、平成 29(2017)年度からは、小河内貯水池への影響が特に懸念される約 2,000 ヘクタールを民有林重点購入地域^{※2}（以下「重点購入地域」という。）と位置付け、所有者へ積極的に売却を働きかけています。

こうした取組により、民有林の保全に取り組んできましたが、いまだ荒廃した森林が存在しています。

※1 森林の持つ多面的な機能

河川に流れ込む水の量を平準化し、濁水や洪水を緩和する水源かん養機能、土壌の流出を防止し、濁水や土砂災害の発生を防止する土砂流出防止機能、雨水を浄化し河川に流す水質浄化機能のほか、様々な生物のすみかとなる生物多様性保全機能、二酸化炭素吸収・酸素生産といった地球環境保全機能、行楽場所などとしての保健・レクリエーション機能、環境学習や山岳信仰といった文化機能などの森林が持つ多面的な機能

(3) シカによる森林被害

水源林内において平成 15(2003)年頃から深刻化したシカによる森林への被害がいまだに継続して発生しており、水道局では生息状況や被害状況の調査、侵入防止柵等の設置、地元自治体等と連携した管理捕獲^{※3}などに取り組んでいます。

シカによる被害は全体としては低減の傾向が見られるものの、広範囲に分散しており、依然として深刻な状況にあります。

これまでの調査結果により、水源林内では、山梨県内の標高の高い地域ほど、生息密度が高い傾向があることが分かりました。

(4) 気候変動の影響

近年、猛暑や豪雨、台風の大型化など、気候変動によると思われる自然災害が頻発しており、多摩川上流域の森林にも土砂崩れや林道の崩壊などの被害が確認されています。

将来的には、大型の台風や集中豪雨の多発による崩壊の発生頻度の増加、大気乾燥化によるスギなどの人工林の衰退、気温の上昇による高標高地域のブナ、ミズナラなどの衰退といった影響が懸念されます。



※2 民有林重点購入地域

小河内貯水池及びそこに流入する主要河川からおおむね 500m以内の地域。地形が急しゅんであり、土砂流出等により、貯水池への悪影響が最も懸念されるエリア

※3 管理捕獲

シカ被害を軽減するために、増えすぎたシカの個体数を調整し、生息密度を適正に保つための捕獲

2 これまでの取組状況と課題

取組の方向性を定めるに当たり、これまで取組を進めてきた「多摩川上流域における民有林の保全・管理」及び「多様な主体と連携した森づくり」について、取組状況と課題を次のとおり整理しました。

(1) 多摩川上流域における民有林の保全・管理

<取組状況>

- 重点購入地域については、民有林の積極的な購入を進め、おおむね計画通りに進捗しています。
- 重点購入地域以外の民有林については公募による購入を進めました。
- 購入した森林については、速やかに現地調査を行い、優先順位を付けた上で順次整備を進めました。
- 重点購入地域の購入が困難な森林については、順次現地調査等を行い、所有者による手入れが不十分で管理が必要な森林と、所有者により適正に管理が行われている森林とに区分を進めてきました。
- ボランティアによる作業の安全が確保できる民有林において、森林隊で間伐等の森林保全活動を行いました。

<課題>

- 重点購入については、事業の実施期間（平成29(2017)年度からおおむね10年間に着実に購入を進めていくため、計画的・効率的に働きかけや購入の手続きを進めていく必要があります。
- 重点購入地域内の購入が困難な森林の現地調査を行う中で、所有者による手入れが不十分で荒廃のおそれがある森林が一定数あることが判明しています。このような民有林を適正に保全・管理していくためには、地元自治体等関係機関との一層の連携が必要となります。
- 民有林の購入により、当局が管理する水源林の面積が増加することから、森林の管理は計画的に実施していく必要があります。

(2) 多様な主体と連携した森づくり

<取組状況>

- 都民との連携を図るため、「多摩川水源サポーター」や「東京水道 水源林寄附金」などの制度、企業との連携を図るため、「東京水道～企業の森（ネーミングライツ）」や「企業協賛金制度」などの制度を立ち上げ、取り組んできました。
- 大学との連携では、学生による森林保全活動が複数の大学との間で定着してきました。大学単位での保全活動に参加した学生が森林隊に参加するなど、それぞれの取組につな

がりが生まれています。

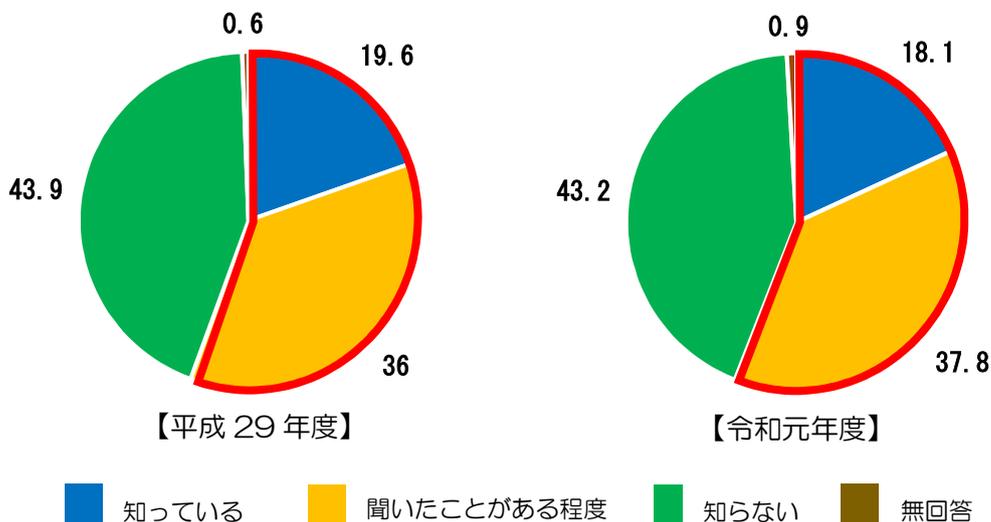
また、大学との共同研究で得られた成果が、実際の水源林の管理に活かされています。

- 地元自治体等関係機関との連携では、イベント等により水源地域の魅力を発信するとともに、花粉症対策、シカ被害対策等を実施しました。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて、集合して実施する現地でのイベントや活動などが制限されました。

<課題>

- 「多摩川水源サポーター」や「東京水道～企業の森（ネーミングライツ）」など、着実に都民・企業との連携が広がっている取組がある一方で、「東京水道 水源林寄附金」や「企業協賛金制度」など、いまだ十分に制度が活用されていない取組もあります。
- これまで様々な取組を進めましたが、水道局が給水区域の全戸を対象に実施した「東京水道あんしん診断お客さまアンケート」によると、水道局が水源林の適正管理に取り組んでいることに対する都民の認知度は、前計画の初年度の平成 29(2017)年度と、令和元(2019)年度を比較すると横ばいとなっています。
- 今後も着実に水源の森づくりを進めていくには、更に多くの方に水道局が行っている水源地保全の重要性について理解を深めていただくことが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、今後の取組を検討する必要がありますが、現地での活動などに影響が出る可能性があります。

【水源林の管理についての認知度^{※4}】



知っている、聞いたことがある程度の合計
 平成 29 年度 55.6% → 令和元年度 55.9%

※4 東京水道あんしん診断お客さまアンケートより

【設問】水道局では、雨水を蓄え、きれいな水に浄化する等の機能を持つ水道水源林の適正な管理に取り組んでいますが、ご存知ですか。

3 森林や環境に関する国や都の動向

森林や環境に関する計画や法律などの新たな動向を踏まえ、計画に反映しています。

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）実現に向けた取組

平成 27(2015)年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、令和 12(2030)年を年限とする 17 の国際目標が定められています。

これを受け、平成 28(2016)年に政府が決定した SDGs 実施指針では、各地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては SDGs の要素を最大限に反映することとされました。水道局においても、「環境5か年計画 2020-2024」などの推進により SDGs の実現に貢献しています。

(2) 気候変動への適応

平成 30(2018)年に成立した気候変動適応法に基づき、同年、気候変動適応計画が閣議決定されました。気候変動対策として緩和策（地球温暖化対策）と適応策は車の両輪であり、気候変動対策を着実に推進していくとしています。

気候変動適応法では、都道府県及び市町村は、気候変動適応計画を策定するよう努めることとされています。東京都は、令和 3（2021）年3月策定の「東京都気候変動適応計画」において、水資源・水環境への影響や土砂災害の対策として、水源林の保全・管理を掲げています。

(3) 地球温暖化対策の推進

政府は、平成 28(2016)年に閣議決定された地球温暖化対策計画において、森林等による温室効果ガスの吸収量について目標を設定しました。具体的な施策として、健全な森林の整備、効率的かつ安定的な林業経営の育成等が挙げられ、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとしています。

これに必要な財源として、市町村による継続的かつ安定的な森林整備の財源に充てる税制などの新たな仕組みが検討され、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

(4) 森林経営管理制度の開始

平成 31(2019)年4月の森林経営管理法の施行により、森林経営管理制度が開始されました。これは、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐことを目的とした制度です。

市町村は、経営や管理が行われていない森林について、所有者からの申出により経営や管理の委託を受け、林業経営者に再委託したり、自ら経営管理事業を実施できるようになりました。